

○国土交通省告示第七十六号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第七条の二第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書の記載事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月十四日

国土交通大臣 石井 啓一

旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書の記載事項を定める告示の一部を改正する告示

旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書の記載事項を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第七百六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	<p>(運送引受書の記載事項)</p> <p>第二条 旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>十一 運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払う場合には、その額</p> <p>十二〇十七 (略)</p>
改正前	<p>(運送引受書の記載事項)</p> <p>第二条 旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十一〇十六 (略)</p>



附 則

この告示は、令和元年八月一日から施行する。